

## 霞ヶ浦緑地会場整備に伴う付帯業務委託(樹木工) 仕様書

### 1. 業務目的

令和3年度に開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、霞ヶ浦緑地内において、来訪者の支障となる樹木の剪定を行い、利用者の安全確保を行うものである。

### 2. 管理仕様

#### (1) 対象範囲

剪定については、別添図に示す樹木を対象とする。

#### (3) 剪定

樹高を整えるため地表より10m内外で主幹を切り落とし、下枝については不要な枝(枯枝、平行枝、からみ枝、こみ枝、とび枝、さかさ枝等)は除去し、円錐形に姿を整えるように心がける。

なお、主幹を切り落とす際は、周辺施設の立地条件を鑑み、クレーン等で吊るしながら切り落とすこと。

#### (4) 剪定枝の処分について

本業務で発生する剪定枝の処分については一般廃棄物として処分すること。

#### (5) 作業時期

- ①作業時間は月曜日～金曜日の8:30～17:00までとする。
- ②緑地内スポーツ施設において、大会、イベント等が予定された場合には監督職員の指示により、作業不可とする指示を行うため、その指示に従うこと。
- ③緑地内にて施工されている他工事と車両の進入、工程等の調整を行う必要が生じた場合は、監督員の指示に従うこと。

#### (6) 安全管理

- ①施工箇所に面する園路(トリムコース)は歩行者用通路を確保し、カラーコーン等で通路を明示するとともに、誘導員を1名配置することで利用者の安全を確保すること。
- ②作業範囲(伐採枝が落ちる範囲)はカラーコーン等で囲い、容易に一般利用者が進入できないようにすること。
- ③園路上については日々の作業終了時に、利用者の支障とならないよう伐採木、落ち葉等の清掃を行うこと。

#### (7) 出来形管理

- ①樹木の剪定、伐採状況がわかるように、作業前後の写真を撮影すること。

### 3. 委託料の支払

委託料は完了払いとし、業務完了後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。

### 4. その他

- ①管理用のテープ等を設置した場合は、業務完了後に除去すること。
- ②その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は監督職員と協議すること。

### 5. 暴力団等不当介入に関する事項

#### (1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)  
第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札  
参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ①不当介入には、断固拒否とともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告  
し、警察への捜査協力をを行うこと。
- ②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に  
遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参  
加資格停止等の措置を講ずる。

## **工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書**

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。  
なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。